

明治始まる

- 一八六八年(明治一年) 九月 明治と改元し一世一元制を制定する。
- 一八六九年(明治二年) 東京に遷都する。
藩籍を奉還させ各藩主を知事に任命する。
各府県に紙幣製造を禁じる。
京浜間に電信開通する。
- 一八七一年(明治四年) 華・士族・平民の相婚を許可する。
田畑勝手作を許可する。
- 一八七二年(明治五年) 身分制を華・士族・平民とする。
庄屋・名主・年寄を廃止し戸長・副戸長を設置。
農民間の身分制を廃止し、職業の自由を許す。
太陽暦を採用し、五年十二月三日を、六年元旦とす。
徴兵令を頒布する。
- 一八七三年(明治六年) 外国人との通婚を許す。
この年、各地で地租改正、徴兵令反対の一揆起こる。
- 一八七五年(明治八年) 平民に氏称すべきを命じる。
- 一八七六年(明治九年) 廢刀命じる。
- 一八七七年(明治十年) 地租税率を百分の二半に低減する。
この時分から、馬肉を食べたり、かっぱれ・開化都都逸流行する。

福島 of 草分けは

「草分け」という言葉は、この土地に初めて来て山野を開き村立てをした「先駆者」のことを「草分け」と呼ぶ。

一般的には「山本」等という様に「元」「本」の字を含んだ姓名にしている場合が多い。

福島の草分けは、何処の家かは分からないが、昔から「日吉神社」などの神社を南方向に置き、反対に火葬場などを北に置いてあるのが村立ての常識であると言う。

萩原家を「犬丸屋」と、古くから呼んでいる。

また何時ごろか判らないが、日吉神社の南を「犬丸屋開き」。次いで「九郎右衛門開き」、次いで「善右衛門開き」、「與左衛門開き」次いで「地子開き」という順に、福島の地所を呼んでいる。

犬丸という屋号は、福島の草創の時代の「十村」は犬丸にいたので犬丸屋は、十村の命令で福島の荒地に最初に鋤を下ろしたのではなからうか、という推理は強ち的外れではないように思われる。

「地子開き」とは、在所全体で開いたと考える、何故なら明治初年、政府は盛んに開拓を薦め、村の縄張り全体を開拓させたからである。

現在でも福島に「屋号」が残されているが、この屋号をみて「ああでもない、こうでもない」と考えて戴きたい。

お寺の門徒を総合的に見るとか、門徒以外に「御講門徒」を調べて見るのも、一興だと考えるが、如何ですか。